（様式２）

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第２項及び地方公営企業法施行令（昭和27年９月３日政令第403号）第21条の13第１項第５号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和８年７月27日

横浜市交通事業管理者
交通局長　三村 庄一

１　契約の概要
第64編成車軸軸受修理

２　履行（納品）場所
交通局上永谷車両基地修繕工場
港南区野庭町713

３　契約日
令和８年７月21日

４　履行日又は履行期間
令和８年７月21日から令和８年７月31日

５　契約金額
￥382,800-（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥34,800-）

６　契約の相手方（名称及び所在）
東急テクノシステム株式会社
神奈川県川崎市中原区今井上町11番22号

７　当該随意契約を行わざるを得なかった理由
第64編成の車軸軸受に不具合が発生し運用に支障がきたすため、車軸軸受の点検・修理およびそれに伴う作業を実施しました。

８　契約の相手方の選定理由
列車の運行を確保するためには迅速かつ確実な対応が求められることから、ブルーライン車両の構造を熟知した業者でないと適切な修理を行うことができないため、本修理はブルーライン車両の定期検査の受託者である上記事業者を契約の相手方としました。

９　所管課
交通局技術管理部車両課